

国民健康保険係からのお知らせ

平成27年1月から 高額療養費限度額が変わります

国民健康保険の高額療養費制度の自己負担限度額が、平成27年1月診療分より見直されます。70歳以上75歳未満の高齢受給者証が交付されている人の自己負担限度額は、据え置かれます。

所得区分	総所得金額等 【総所得金額－基礎控除(33万円)】	3回目まで(12か月以内)	4回目以降
上位所得者	ア 901万円を超える世帯	252,600円 + (総医療費－842,000円) × 1%	140,100円
	イ 600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円 + (総医療費－558,000円) × 1%	93,000円
一般	ウ 210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1%	44,400円
	エ 210万円以下の世帯	57,600円	
非課税	オ 市町村民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※所得区分は限度額認定証の適用区分に記載される記号になります。

▶限度額認定証について

限度額認定証を医療機関に提示すると、医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額で済みます。限度額認定証は申請により交付され、申請をした月の初日から有効になります。平成27年1月からの限度額認定証が必要な人は1月中旬に申請をしてください。その際、印鑑・国民健康保険被保険者証をお持ちください。ただし国民健康保険税の滞納があると、原則として交付できません。

福祉医療費支給制度のお知らせ

福祉医療費支給制度は子どもや重度の心身障害者、母子・父子家庭の人などが、医療機関に受診したときの保険診療自己負担分を公費で負担するものです。該当すると思われる人で福祉医療費受給資格者証をお持ちでない場合は、早めに申請してください。

▶対象 次のいずれかに当てはまる人

- ①子ども(中学校卒業まで)
- ②重度心身障害者(特別児童扶養手当1級、障害年金1級、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A)
- ③現在、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭、または父母のいない18歳未満の人

▶申請に必要な書類など

健康保険証、印鑑、②の人は障がいの程度を示した書類の写し(年金証書、身体障害者手帳、療育手帳など)、③の人は母子・父子家庭などであることが分かる書類(戸籍謄本など)、源泉徴収票と所得課税証明書(申請する年の1月1日に住所が邑楽町になかった人)

▶支給対象 保険診療に限る

※文書料、健康診断、予防接種、薬の容器代など保険診療外のものについては支給されません。また、ほかの制度(高額療養費や付加給付、日本スポーツ振興センター)などから医療費が支給された部分については対象になりません。※退職・就職や保険組合の変更などにより保険証が変わった場合は、保険証、福祉医療費受給資格者証、印鑑を持参のうえ、必ず住民課で変更手続きをしてください。



福祉医療費受給資格者証はピンク色のカードです→

補足 Point 後期高齢者医療について

後期高齢者医療とは、75歳の誕生日から加入する医療保険です。他に65歳以上75歳未満の一定の障がいのある人(国民年金1・2級受給者、身体障害者手帳1～3級と4級の一部をお持ちの人)で広域連合の認定を受けた人です。75歳までは任意で加入・脱退を申請できます。詳しくは住民課国民健康保険係にお問い合わせください。

子どもの急な病気に困ったときに…

群馬こども救急相談

☎ #8000

相談時間

月～土曜日 午後6時～翌朝8時 日曜・祝日 年末年始 午前9時～翌朝8時

Monthly Pick Up みんなで 目指そう

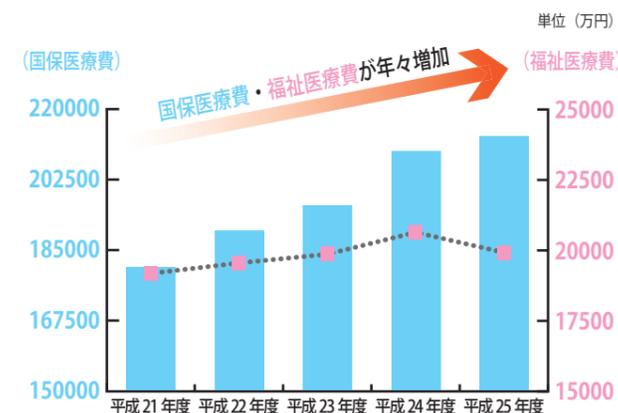
医療費の適正化

皆さん、医療費が増えているって聞いたことありませんか？今年の8月、厚生労働省は2013年度の医療費が前年度比2.2%増になったと発表しました。全国的にも増加する医療費。町の医療費の現状は？そして、医療費を減らすためのポイントをお伝えしたいと思います。

年々増え続ける医療費

国民健康保険(以下、国保)の財政は医療費の増加により大変厳しい状況になっています。医療費の増加は高齢化や医療技術の高度化、慢性疾患(生活習慣病など)患者の増加のほかに、重複・頻回受診や安易な受診の増加も要因の一つとなっています。

もし、このまま医療費が増加し続けると国保財源の確保が困難になり、最終的には被保険者の負担が増え国民健康保険税の増加につながることになります。医療費の増加を抑えるために加入者一人一人が以下の4つのポイントを抑え医療機関の適正な受診を心がけ、医療費の抑制(節約)にご協力をお願いします。



Point 1

休日・夜間の受診は控えましょう

休日や夜間に開いている救急医療機関は緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。そのため医療費は割増料金で高く設定されています。緊急時以外は受診を控え、平日の時間内に受診しましょう。

時間外
休日
夜間

料金 UP



Point 2

重複受診はやめてかかりつけ医を持ちましょう

同じ疾患で複数の医療機関に受診する「重複受診」は医療費が二重にかかるだけでなく、検査や薬が重複することで体に悪影響を与えてしまう心配があります。日常的な病気の治療や医療相談に応じてもらえるかかりつけ医を持ち、必要な場合は適切な医療機関や専門医を紹介してもらいましょう。



Point 3

接骨院や整骨院は正しく受診しましょう

接骨院や整骨院で施術を行うのは柔道整復師です。柔道整復師は医師ではないため、施術の行為が限定されています。保険が適用されるのは一定の条件を満たす場合ですのでご注意ください。



保険が使える施術
◎打撲 ◎ねんざ ◎挫傷
◎骨折・脱臼(応急処置以外は医師の同意が必要)



Point 4

薬のもらいすぎに注意しましょう

薬は正しく服用しないと効果が得られません。飲み合わせによっては副作用が生じる場合があります。薬局などで入手できる「お薬手帳」を活用し、薬の重複や飲み合わせなどを医師や薬剤師に伝え、確認してもらいましょう。

